

# 独立行政法人統計センターオープンカウンター方式について

令和6年4月1日  
財務課長決定

## (目的)

第1 この要領は、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達又は役務の提供（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2 オープンカウンター方式とは、統計センターが独立行政法人統計センター会計規程（統計センター規程第20号。以下「会計規程」という。）第41条第1項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

## (対象となる物品調達等)

第3 オープンカウンター方式により調達する物品調達等の対象は、予定価格が契約事務取扱要領（平成15年4月1日。以下「契約事務取扱要領」という。）第23条の第1項第13号から第15号まで及び第18号に掲げる金額を超えないもののうち、契約担当役がオープンカウンター方式によることが適当であると認める物品調達等とする。

## (調達案件の公告)

第4 対象案件は、統計センターホームページ及び統計センター財務課掲示板等に公告する。

2 前項の規定による公告は、別添様式による「オープンカウンター方式による見積依頼一覧」により行うものとする。

## (参加資格)

第5 見積合わせに参加することができる者は、次の各項に該当する者とする。

1 独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第7条に規定する以下の各号のいずれにも該当しない者であること。ただし、第1号において、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限り

ではない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しないもの。
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げるもの。
- 2 独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第8条の規定に該当しない者であること。具体的には、以下の各号のいずれかに該当し、且つ、その事実があった後3年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。)は、競争に参加する資格を有しない。
- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 契約の相手方が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- 3 総務省及び他省庁等における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- 4 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(見積書の提出等)

- 第6 見積合わせに参加を希望する者は、統計センターホームページで掲載又は統計センターが手交した見積依頼、本要領、仕様書その他詳細資料(以下「仕様書等」という。)を熟読した上で見積書を作成しなければならない。
- 2 見積作成において、統計センターが記載方法等を示している場合以外は任意の様式とする。
  - 3 見積書には、宛先、件名、数量、単価、合計金額(課税事業者の場合は、内訳として消費税額についても記載)、日付、社名、代表者名、住所及び連絡先を記載するほか、押印しない場合は、責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を記載する。
  - 4 見積書の提出方法は、持参の他、電子メール又は郵送とし、民間事業者を利用し提出する場合は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければな

らない。

- 5 見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
- 6 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(同等品の承認)

第7 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、契約担当役にその承認を得るものとする。

(見積合わせ)

- 第8 見積合わせの日時は、見積依頼に記載した日時に非公開で行うものとする。
- 2 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は提出者が少数の場合は、契約担当役が選定した者へ見積りを依頼することができる。

(無効な見積書)

第9 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、社名等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 明らかに連合と認められる見積書
- (7) 見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、契約担当役の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約の相手方の決定)

- 第10 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定する。
- 2 契約の相手方を決定したときは、見積合わせ日を含む3営業日以内に契約相手方に通知する。

(結果の公表)

- 第11 オープンカウンター方式による見積合わせの結果は、統計センターホームページにおいて、契約の相手方の決定後速やかに公表する。
- 2 前項において公表に付する事項は、件名、見積書提出者数、契約相手方及び契約金額とする。

(契約の締結)

第12 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合には、契約担当役から交付された契約書案に記名押印し、速やかに提出しなければならない。

(異議の申し立て)

第13 見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14 本要領によるオープンカウンター方式による調達に関して 必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 都合により見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 契約の相手方として決定した者が、正当な理由なく契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。